

一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会と
公立大学法人島根県立大学との包括的連携に関する協定書

一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会（以下「甲」という。）と公立大学法人島根県立大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な連携協定のもと、島根県をはじめ中国地方の将来を支えていく意欲を持つ優秀な人材をともに育成するなど、諸分野において相互の協力関係を深化させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 創業・雇用の機会の促進に関する事
- (2) 教育・人材育成に関する事
- (3) 地域社会・地域企業の発展への貢献に関する事
- (4) 企業と大学の魅力の創出に関する事
- (5) その他、前述の目的達成のために資すること

（協議）

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲と乙は、この協定に基づき連携協力相手から提供を受けた情報を、第2条に規定する事項にのみ使用するものとし、事前に連携協力相手の承諾を得ている場合を除いて、他の事項への使用及び第三者へ提供してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定しない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和3年11月25日

一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会

公立大学法人島根県立大学

会長 内海 良夫



理事長 清原 正義

